

## 第1回 四街道市教育振興基本計画策定委員会 次第

日 時：令和4年7月19日（火）

午前10時から

場 所：市役所第二庁舎 第2会議室

1. 委嘱状交付
2. 開会
3. 教育長挨拶
4. 委員及び職員紹介
5. 会長・副会長選出
6. 会長・副会長挨拶
7. 諮問
8. 議題
  - (1) 第2期四街道市教育振興基本計画策定方針について
  - (2) 第2期四街道市教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方について
9. その他
10. 閉会

# 四街道市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

(任期：令和4年7月1日～令和7年6月30日)

令和4年7月1日現在（敬称略）

委員氏名	選出区分	所属団体・役職等	備考
江崎 俊夫	教育に関する 学識経験を有する者	植草学園大学 特命教授	
小宮山 伴与志	教育に関する 学識経験を有する者	千葉大学 教授	
上田 美加	市内の小学校及び中学校の 教職員	千代田中学校 校長	
村上 伸	市内の小学校及び中学校の 教職員	四街道中学校 教頭	
能村 幸恵	市内の小学校及び中学校の 教職員	八木原小学校 教務主任	
鈴木 良平	市内の小学校及び中学校の 教職員	四街道中学校 教諭	
後藤 陽子	市内在住の児童及び生徒の 保護者	P T A連絡協議会 会長	
神田 雅美	市内在住の児童及び生徒の 保護者	P T A連絡協議会 理事	
中島 隆	社会教育委員	社会教育委員	
山岸 竜治	社会教育委員	社会教育委員	
千脇 みゆき	公募による市民		
花井 育代	公募による市民		
米家 靖子	公募による市民		

○四街道市教育振興基本計画策定委員会条例

平成29年3月28日

条例第2号

(設置)

第1条 市は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「教育振興基本計画」という。）を策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、四街道市教育振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、四街道市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、教育振興基本計画の策定に関し、必要な事項について調査し、及び審議する。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育に関する学識経験を有する者
- (2) 市内の小学校及び中学校の教職員
- (3) 市内在住の児童及び生徒の保護者
- (4) 社会教育委員
- (5) 公募による市民

3 委員の任期は、3年とする。

4 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱することができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 策定委員会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 策定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、教育委員会規則で定める機関において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 第2期四街道市教育振興基本計画 策定方針

令和4年5月

四街道市教育委員会

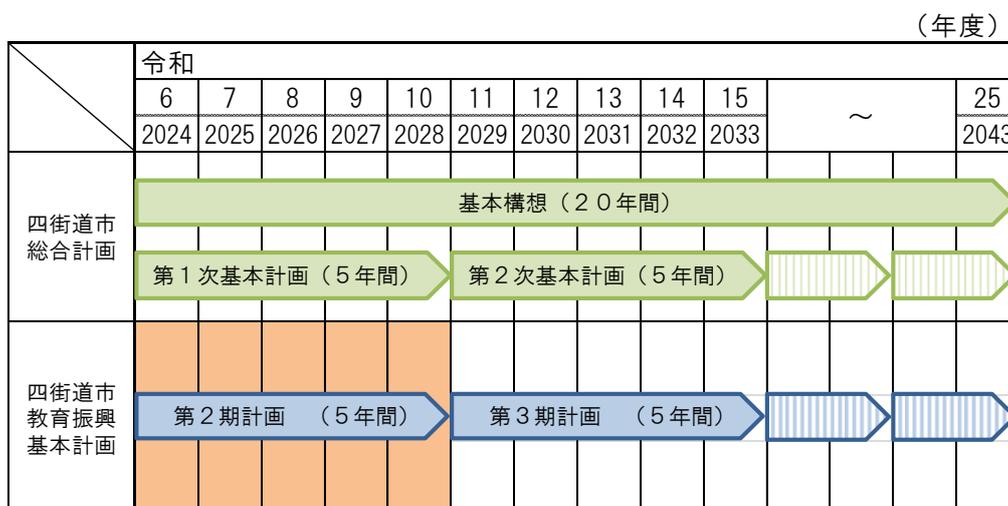
## 1. 計画策定の趣旨

市教育委員会では、教育基本法（第17条第2項）に基づき、教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、平成25年3月に「四街道市教育振興基本計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、「明日を切り拓く、心豊かでたくましい人づくり」を基本理念に掲げ、市の教育が目指す姿の実現に向けた諸施策の進展を図ってきました。

第1期計画が令和5年度をもって終了することから、その成果や諸課題等を踏まえ、さらなる教育の振興・充実を図るため、新たに「第2期四街道市教育振興基本計画」（以下「第2期計画」という。）を策定します。

## 2. 対象期間

第2期計画の対象期間は、市の最上位計画である「四街道市総合計画」（以下「総合計画」という。）の第1次基本計画と整合を図り、5年間とします。

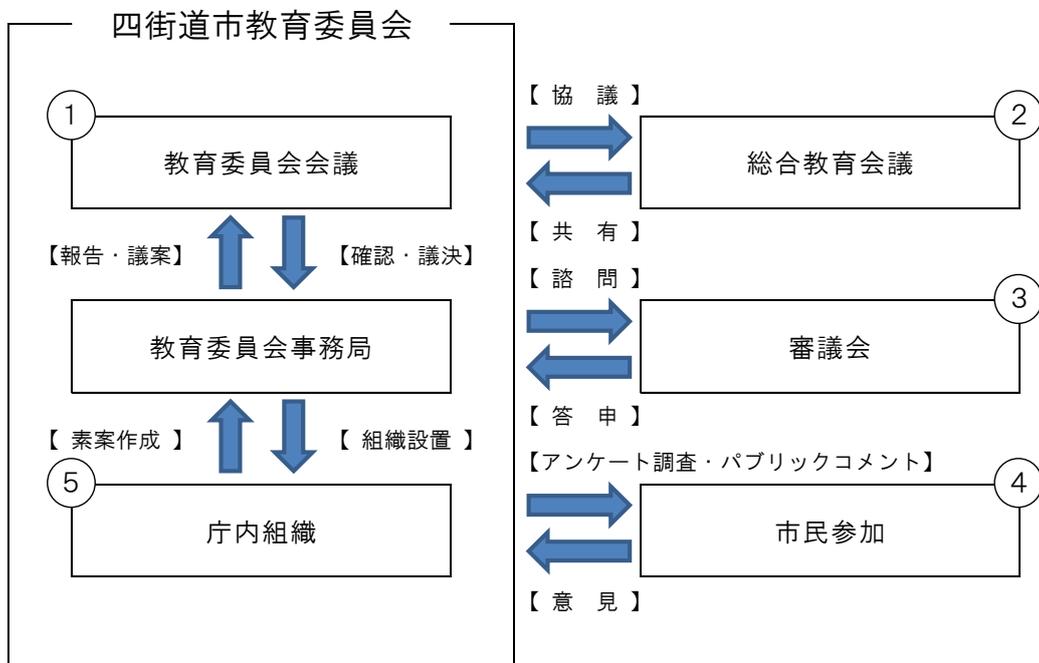


### 3. 策定の方法

#### (1) 基本的な考え方

- ・ 国及び県が定める「教育振興基本計画」を参酌します。
- ・ 市が新たに策定する「総合計画」と整合を図ります。
- ・ 第1期計画の成果や諸課題、市を取り巻く社会状況や行政需要の変化及び市民アンケート調査に基づく市民ニーズを踏まえながら作業を進めます。

#### (2) 策定体制



#### ① 教育委員会会議

⇒各作業の内容や進捗状況を確認するとともに、最終的な意思決定（議決）を行います。

#### ② 総合教育会議＊地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第1条の4）に基づき設置

⇒市と市教育委員会が教育政策の方向性を共有し、相互に一致した対応を図ります。

③ 審議会＊地方自治法（第138条の4第3項）に基づく附属機関「四街道市教育振興基本計画策定委員会」を設置

⇒市民、関係団体、外部有識者等で構成し、市教育委員会の諮問に応じて必要な調査・審議を行い、各分野の専門的な知見を集約します。

④ 市民参加

・「市民アンケート」

・「意見提出手続（パブリックコメント）」＊四街道市市民参加条例（第7条第1項）

⇒策定過程における透明性を確保し、幅広く市民意見・要望の把握に努めます。

⑤ 庁内組織

・「四街道市教育振興基本計画策定本部」を設置

⇒教育長を本部長とし、策定過程の精査、調整等を行います。

・「四街道市教育振興基本計画策定本部作業部会」を設置

⇒計画の素案を作成する上で必要な調査及び検討を行います。

## 4. スケジュール

第2期計画は、令和5年度中に策定するものとします。なお、個別の作業スケジュールについては、その実施段階において、適切な進捗管理の下、必要な調整を行うこととします。

### 【第2期計画策定スケジュール】

年月		教育委員会会議	総合教育会議	審議会	市民参加	庁内組織	
令和4年度	4月	進捗確認				策定方針作成	
	5月					計画骨子案作成	
	6月				アンケート調査		
	7月				諮問		集計
	8月						
	9月						報告書作成
	10月			協議			
	11月						適宜開催
	12月						
	1月						
	2月						
	3月						
令和5年度	4月					計画案作成	
	5月						
	6月						
	7月		協議				
	8月			答申			
	9月						
	10月				パブリックコメント	計画原案作成	
	11月						
	12月						
	1月					計画書作成	
	2月	議案審議					
	3月						

## 第2期四街道市教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方 (概要)

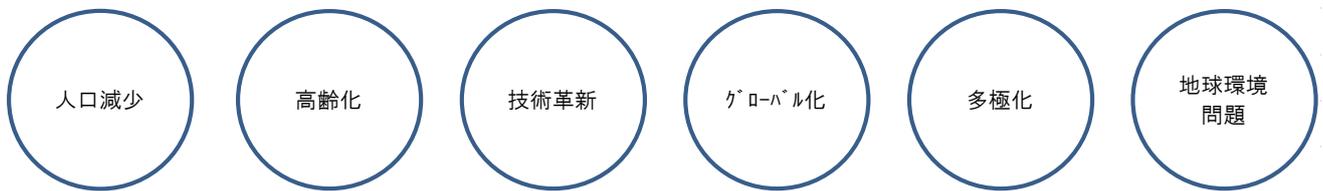
### ○教育基本法

#### (教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

### 社会の変化（2040年以降の社会）



これまでの日本社会や制度の延長上では対応できない段階にまで至る想定  
変動性、不確実性、複雑性、曖昧性（先行き不透明）の時代

### 国の動向

○第4期教育振興基本計画（令和5年度～令和9年度）の策定に着手

望む未来を私たち自身で示し、作り上げていくことが求められる時代

#### <超スマート社会（Society5.0）>

一人一人の人間が中心となる社会  
労働市場の構造や職業そのものの抜本的な変化

#### <ウェルビーイング>

一人一人の多様な幸せであるとともに社会全体の幸せでもあるウェルビーイング（Well-being）



- ・「変革を起こすコンピテンシー」、新たな価値を創造していく力
- ・幼児教育・義務教育の基礎の上に、高等学校、さらには大学、高等専門学校、専門学校、大学院までが、より一層の連続性・一貫性の中で有機的につながりを持つとともに、これらが産業界や国際社会も含めた幅広い社会のニーズに応えるものとなること
- ・絶えず変化する予測困難な社会における人材移動を支える社会人の学び直し（リカレント教育）
- ・全ての人がお互いを尊重し、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会をめざし、その実現に向けた社会的包摂を推進

## 第2期四街道市教育振興基本計画

### ○基本的な考え方

#### (1) 構成

四街道市の教育が目指す姿を「基本理念」及び「基本方針」にまとめ、その実現に向けた具体的な取組を「施策」に位置付ける。また、SDGs（持続可能な開発目標）の観点を取り入れた計画とする。

#### (2) 方向性

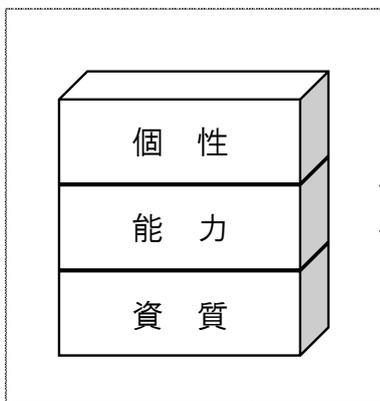
“予測困難なこれからの社会を幸せに生きるための学び”をテーマに、新たな教育課題に対応しながら、第1期計画の良さを受け継ぎ、更に発展させる。

#### (3) 視点

- ① 個を「伸ばす」「活かす」「認め合う」教育
- ② 生涯の各ステージに応じた様々な学びが、連続性・一貫性の中で有機的につながる教育
- ③ 学びを通じて一人一人が豊かな人生を送るとともに、その成果が社会に還元される教育

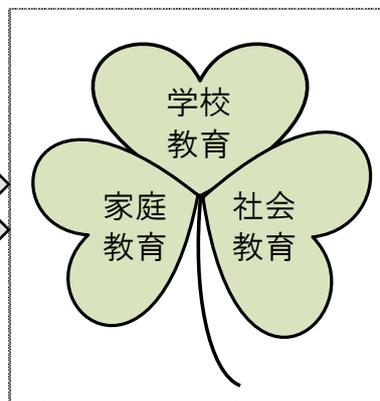
## 四街道市の教育が目指す“学び”（イメージ案）

新たな時代を開拓し  
力強く生きるための学び



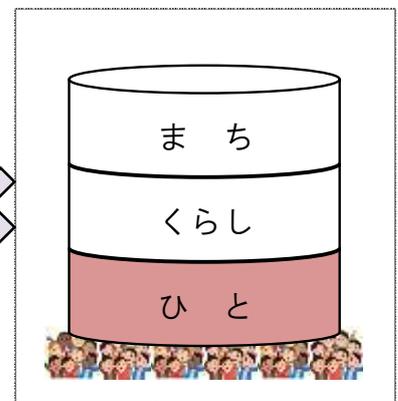
令和の日本型学校教育の実現に向けた取組を推進。  
全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実施。

生涯を通じて成長し  
自分らしく生きるための学び



生涯を通じたあらゆる教育段階における学びを充実。  
誰もが、いつでも、自分らしく学び成長することができる学習環境を整備。

四街道の未来を創造し  
地域と共に生きるための学び



四街道のまちづくりや暮らしづくりを支える地域人材を育成。  
互いを尊重し合う、多様性あふれる地域共生社会の実現に向けた取組を推進。

「全てはこの街と市民一人ひとりの幸せのために！」

# 持続可能な開発目標 (SDGs)と日本の取組

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



# 持続可能な開発目標 (SDGs)について

## SDGsとは

SDGs(Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標)は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。



## SDGsの構造

17のゴールは、①貧困や飢餓、教育など未だに解決を見ない社会面の開発アジェンダ、②エネルギーや資源の有効活用、働き方の改善、不平等の解消などすべての国が持続可能な形で経済成長を目指す経済アジェンダ、そして③地球環境や気候変動など地球規模で取り組むべき環境アジェンダといった世界が直面する課題を網羅的に示しています。SDGsは、これら社会、経済、環境の3側面から捉えることのできる17のゴールを、統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標としています。

## 人間の安全保障との関連性

我が国は脆弱な立場にある一人一人に焦点を当てる「人間の安全保障」の考え方を国際社会で長年主導してきました。「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、こうした考え方も一致するものです。

## SDGs達成に向けて

2019年9月に開催された「SDGサミット」で、グテーレス国連事務総長は、「取組は進展したが、達成状況には偏りや遅れがあり、あるべき姿からはほど遠く、今、取組を拡大・加速しなければならない。2030年までをSDGs達成に向けた『行動の10年』とする必要がある」とSDGsの進捗に危機感を表明しました。

2020年、新型コロナウイルス感染症が瞬く間に地球規模で拡大したことから明らかなように、グローバル化が進んだ現代においては、国境を越えて影響を及ぼす課題に、より一層、国際社会が団結して取り組む必要があります。

SDGs達成に向けた道のりは決して明るいものではありません。だからこそ、「行動の10年」に突入した今、私たち一人ひとりにできることをしっかりと考え、一歩踏み出す姿勢が求められています。

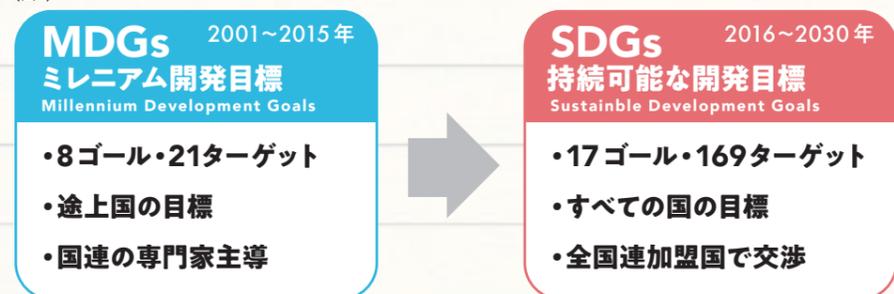
## SDGsの特徴

前身のMDGs(Millennium Development Goals : ミレニアム開発目標)は主として開発途上国向けの目標でしたが、SDGsは、先進国も含め、全ての国が取り組むべき普遍的(ユニバーサル)な目標となっています。(図1)

しかしながら、これらの目標は、各国政府による取組だけでは達成が困難です。企業や地方自治体、アカデミアや市民社会、そして一人ひとりに至るまで、すべてのひとの行動が求められている点がSDGsの大きな特徴です。

まさにSDGs達成のカギは、一人ひとりの行動に委ねられているのです。

(図1)



## 持続可能な開発目標 (SDGs) の詳細

<b>1</b> 貧困をなくそう	<b>目標1 [貧困]</b> あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる	<b>2</b> 飢餓をゼロに	<b>目標2 [飢餓]</b> 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
<b>3</b> すべての人に健康と福祉を	<b>目標3 [保健]</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	<b>4</b> 質の高い教育をみんなに	<b>目標4 [教育]</b> すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
<b>5</b> ジェンダー平等を実現しよう	<b>目標5 [ジェンダー]</b> ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う	<b>6</b> 安全な水とトイレを世界中に	<b>目標6 [水・衛生]</b> すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
<b>7</b> エネルギーをみんなにそしてクリーンに	<b>目標7 [エネルギー]</b> すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	<b>8</b> 働きがいも経済成長も	<b>目標8 [経済成長と雇用]</b> 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
<b>9</b> 産業と技術革新の基盤をつくろう	<b>目標9 [インフラ、産業化、イノベーション]</b> 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	<b>10</b> 人や国の不平等をなくそう	<b>目標10 [不平等]</b> 国内及び各国家間の不平等を是正する
<b>11</b> 住み続けられるまちづくりを	<b>目標11 [持続可能な都市]</b> 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する	<b>12</b> つくる責任 つかう責任	<b>目標12 [持続可能な消費と生産]</b> 持続可能な消費生産形態を確保する
<b>13</b> 気候変動に具体的な対策を	<b>目標13 [気候変動]</b> 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	<b>14</b> 海の豊かさを守ろう	<b>目標14 [海洋資源]</b> 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
<b>15</b> 陸の豊かさも守ろう	<b>目標15 [陸上資源]</b> 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	<b>16</b> 平和と公正をすべての人に	<b>目標16 [平和]</b> 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
<b>17</b> パートナリシップで目標を達成しよう	<b>目標17 [実施手段]</b> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		

# 日本政府による国内の取組

## 1 実施体制の構築

日本政府は2016年5月に総理を本部長、官房長官及び外務大臣を副本部長、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」(図2)を設置しました。年2回のペースで本会合を開催しています。

政府はまず、2016年12月にSDGs推進のための中長期戦略である「SDGs実施指針」を策定し、2019年12月には初めて同方針の改定を行いました。

SDGs実施指針改定版では、これまでの4年間における日本の取組の現状分析に基づき、SDGsの17のゴールを日本の文脈に即して再構成した8つの優先課題(図3)と主要原則を改めて提示しました。また、今後の推進体制における日本政府及び各ステークホルダーの役割と連携の必要性について明記しました。

またこのSDGs実施指針を基に、政府の具体的な取組を加速させるため、全省庁による具体的な施策を盛り込んだ「SDGsアクションプラン」を毎年策定し、国内における実施と国際協力の両面でSDGsを推進してきています。

また、SDGs実施に向けた官民パートナーシップを重視する観点から、民間セクター、NGO/NPO、有識者、国際機関、各種団体など広範なステークホルダーが集まる「SDGs推進円卓会議」を開催し、活発な意見交換を行い、政府の政策に反映してきています。



SDGs推進本部HP



第8回SDGs推進本部会合(2019年12月)  
出典: 首相官邸ホームページ([https://www.kantei.go.jp/jp/98\\_abe/actions/201912/20sdgs.html](https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/201912/20sdgs.html))

(図2) SDGs推進本部 体制図

(図3) 8つの優先課題

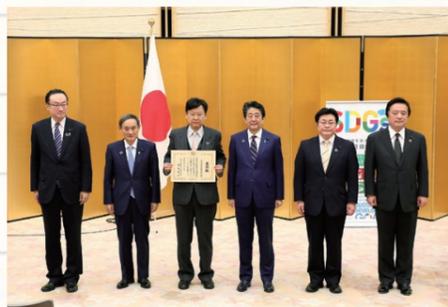


持続可能な開発目標(SDGs)に係る施策の実施について、関係行政機関相互の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に推進するため、内閣に設置。

## 2 ジャパンSDGsアワード

日本政府は2017年から「ジャパンSDGsアワード」としてSDGs達成に資する優れた取組を行っている企業・団体などを表彰してきています。これは、SDGs推進にあたり、国内の取組を「見える化」し、より多くの行動を促進する観点から、行うものです。

このアワードでは、企業のみならず、NGO/NPO、教育機関、地方自治体などが表彰されており、幅広いアクターがSDGsを主導していることを物語っています。このような国内における創意工夫は、日本のSDGs達成に向けた大きな JAPAN SDGs Action Platform (ジャパンSDGsアワード) 原動力となっています。



出典: 首相官邸ホームページ([https://www.kantei.go.jp/jp/98\\_abe/actions/201912/20sdgs\\_award.html](https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/201912/20sdgs_award.html))

## 3 SDGs未来都市

日本政府は2018年から「SDGs未来都市」を選定しています。これは、SDGsを原動力とした地方創生を推進するため、優れたSDGsの取組を提案する都市・地域を新しい時代の流れを踏まえ選定するものです。その中でも特に先導的な取組を「自治体SDGsモデル事業」として選定し、資金面での支援を行うことなどによりモデル事例を形成しています。2020年までに、すでに全国各地の93都市が選定され、地方におけるSDGsに資する取組を推進しています。



SDGs未来都市HP



出典: 首相官邸ホームページ([https://www.kantei.go.jp/jp/98\\_abe/actions/201907/1miraitoshi.html](https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/201907/1miraitoshi.html))

## SDGサミット

2019年9月、ニューヨークの国連本部において、首脳レベルでSDGsについて過去4年間の取組のフォローアップを行い、SDGs達成に向けた機運を高めることを目的とした「SDGサミット」が2015年のSDGs採択以降初めて開催されました。

安倍総理は、2019年に日本が初めて議長国を務めたG20大阪サミットや、TICAD7において、環境、教育、保健、質の高いインフラ投資等の取組を議長として主導したことを共有した上で、「SDGs推進本部」の本部長として、次のSDGサミットまでに、民間企業の取組や地方創生の取組など国内外における取組を加速させる決意を表明しました。

グテーレス国連事務総長は、SDGsの進歩に危機感を表明し、国際社会は協力して取組を加速化していくことで一致しました。



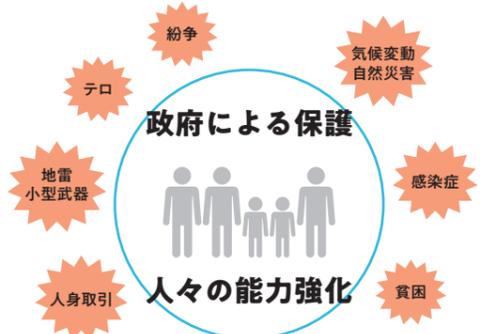
出典: 首相官邸ホームページ([https://www.kantei.go.jp/jp/98\\_abe/actions/201909/24usa.html](https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/201909/24usa.html))

## SDGsと人間の安全保障

人間の安全保障とは、人間一人一人を保護するとともに、自ら課題を解決できるよう能力強化を図り、個人が持つ豊かな可能性を実現できる社会づくりを進める考え方です。

国連総会決議(2012年)において、人間の安全保障は、「人間中心の、包括的で、文脈に応じた、予防的な対応を求める」ものとされていますが、これは「人間中心」、「誰一人取り残さない」を基本理念とし、経済・社会・環境への統合的取組を掲げるSDGsと親和性を有しています。

日本政府は、「人間の安全保障アプローチ」と呼ばれる視点から支援を実施し、1999年に国連人間の安全保障基金の設立を主導しました。同基金を通じ2019年末時点で、99の国・地域で257件のプロジェクトを実施しており、これまでに日本は累計約4.3億ドルを拠出しています。また、同基金を通じ「2030アジェンダのローカル化フォーラム」の開催なども支援しています。



## 保健 (Goal 3)

### 健康的な生活の確保

日本政府は、SDGs実施を念頭に2015年9月「平和と健康のための基本方針」を策定しました。この方針では、①公衆衛生危機・災害等に対して強靱な国際健康安全保障体制の構築及び②ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)(注)の達成に向けた取組を中心に据えています。また、これらの取組にあたっては、③日本の保健・医療に関する人材、知見及び技術を活用していくこととしています。

このような貢献に向け、日本政府は、2017年12月に「UHCフォーラム2017」を開催し、グローバルファンド、国際保健機関(WHO)に対し、約29億ドルを拠出する方針を表明しました。また、安倍総理は、2019年6月のG20大阪サミットの機会にあわせ、約100万人のエイズ・結核・マラリア患者の命を救い、約130万人の子供たちに予防接種を実施する等の成果を出す旨表明しました。

更に、2019年8月のTICAD7では、UHC達成に向けて、持続的な財源や民間事業の新興を含む具体的支援策を示しました。2019年9月には、日本政府が長年に亘り推し進めてきたUHCに関する国連ハイレベル会合が初めて開催され、2030年までにUHCを達成する機運が全世界的に高まっています。

また、2020年の新型コロナウイルス感染症に関して、保健システムが脆弱な途上国を含む世界中に感染が拡大している状況は、日本を含む国際社会にとっても大きな懸念となっています。日本政府として、国内対策はもちろんのこと、世界の新型コロナウイルス感染症の1日も早い沈静化に向け、引き続き、国際社会と協力していきます。

UHC：全ての人々が基礎的保健サービスを必要な時に負担可能な費用で享受できること。



3 すべての人に健康と福祉を

## 教育 (Goal 4)

### 質の高い教育をみんなに

SDGsの採択にあわせ、日本政府は教育分野における新たな戦略である「平和と成長のための学びの戦略」を発表しました。この戦略では基本原則として①包摂的かつ公正な質の高い学びに向けた教育協力、②産業・科学技術人材育成と社会経済開発の基盤づくりのための教育協力、③国際的・地域的な教育協力ネットワークの構築と拡大を挙げ、学び合いを通じた質の高い教育の実現を目指しています。

2019年には、G20開発作業部会で、①持続可能な開発と包摂的な成長を実現するための質の高い教育、②イノベーションを生み出す教育、③強靱で包摂的な未来をつくる教育を3本柱とした「G20持続可能な開発のための人的資本投資イニシアティブ」に合意し、2019年6月のG20大阪首脳宣言の中に、人的資本に投資し、全ての人々への包摂的かつ公



4 質の高い教育をみんなに



JICAによるミャンマーの初等教育支援で作成した教科書 写真提供：JICA

正な質の高い教育を推進するというコミットメントが盛り込まれました。また、安倍総理は、G20大阪サミットの機会にあわせ、日本が途上国において、2019~2021年の3年間で、少なくとも約900万人の子ども・若者にイノベーションのための教育とイノベーションによる教育を提供するという持続可能な未来の実現のための「教育×イノベーション」イニシアティブを発表しました。

## 女性 (Goal 5)

### ジェンダー平等と女性のエンパワーメント

日本政府は、2016年5月に「女性の活躍推進のための開発戦略」を発表し、この分野における国際協力を強化しています。同開発戦略は、①女性と女児の権利の尊重・脆弱な状況の改善、②女性の能力発揮のための基盤の整備、③政治、経済、公共分野への女性の参画とリーダーシップ向上を重点分野としています。具体的には、女性に配慮したインフラ整備や母子保健サービスの拡大、女子教育や理系分野で活躍する女性の拡大、防災分野をはじめとする女性の指導的役割への参画推進等の支援を通じて、女性の活躍推進と質の高い成長を目指しています。

これらの協力を推進するため、日本は、2016年5月のG7伊勢志摩サミットにおいて、2016年~18年の3年間で5000人の女性行政官等の人材育成及び5万人の女子生徒の学習環境の改善を実施すること、また、2016年12月の第3回国際女性会議WAW!において、途上国における女性の活躍推進のために、2018年までの3年間で総額30億ドル以上の支援を行うことを表明し、着実に実施しました。



インドにおける女性に配慮したインフラ整備例(女性専用車両の設置) 写真提供：JICA



5 ジェンダー平等を実現しよう

また、2019年3月の第5回国際女性会議WAW!において、安倍総理から2018年~2020年までの3年間で少なくとも400万人の途上国の女性たちに質の高い教育や人材育成の機会を提供する旨を表明しました。

# SDGs達成 国際協力へ に向けた の取組例

## 防災 (Goal 11)

### 防災

日本は、地震や台風など過去の自然災害の経験で培われた知識や技術を活用し、緊急援助のみならず、事前の防災対策及び災害復旧復興において積極的な支援を行っています。

2015年3月、仙台において第3回国連防災世界会議が開催されました。同会議は国際的な防災戦略について議論するための会議ですが、日本はこれまで積極的に国際防災協力を推進していることから、第1回(1994年横浜)、第2回(2005年神戸)に続き、第3回会議もホスト国となりました。会議では、防災の国際的指針である「仙台防災枠組2015-2030」が採択されましたが、事前防災投資の重要性、多様なステークホルダー(関係者)の関与、「より良い復興(Build Back Better)」、女性のリーダーシップの重要性など、日本政府の主張が多く取り入れられました。さらにその際、安倍総理は、日本政府の防災協力の基本方針となる「仙台防災協力イニシアティブ」を発表しました。同イニシアティブは2015年~18年の4年間で40億ドルの資金協力、4万人の人材育成を実施することを目標としており、2018年末までに達成しました。また、2019年6月のG20大阪サミットの際に、安倍総理から「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」を発表しました。その中で、2019年~22年の4年間で少なくとも500万人への支援を表明しました。防災に関する日本の進んだ知見・技術を活かして国際社会に一層貢献していく姿勢を示しました。



11 住み続けられるまちづくりを



「『世界津波の日』2019高校生サミットin北海道」(2019年9月、北海道札幌市) 写真提供：北海道庁

また、仙台防災枠組及び2030アジェンダのフォローアップとして、津波に対する意識啓発のため各国に呼びかけ、2015年12月、国連総会において、11月5日を「世界津波の日」とする決議が全会一致で採択されました。「世界津波の日」の制定を受けて、「世界津波の日高校生サミット」の開催や津波防災訓練等を実施しています。

更に、国連の防災担当部局である国連防災機関(UNDRR)は、水鳥真美国連事務総長特別代表(SRSG)(防災担当)がトップを務め、各国の防災分野における取組を支援するとともに、「仙台防災枠組2015-2030」の実施や進捗状況のモニタリング及び報告などを行っています。

## 海洋環境 (Goal 14)

### 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する

日本は「海洋国家」として、海洋環境の保全及び海洋資源の持続可能な利用を重視しています。近年プラスチックごみが海に流出し、海の生態系への影響が懸念されています。毎年約800万トンのプラスチックごみが海洋に流出しているという試算や、2050年には海洋中のプラスチックごみの重量が魚の重量を超えるという試算もあり、海洋プラスチックごみは国際社会の喫緊の課題となっています。この問題の解決のためには、海洋プラスチックごみを多く排出する新興国・途上国を含む国際社会全体での取り組みが不可欠です。

2019年6月のG20大阪サミットにおいて、日本は、議長国として、この問題を主要課題の一つとして取り上げました。その結果、G20首脳間で海洋プラスチックごみによる新たな汚染を2050年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を共有し、G20以外の国にも共有するよう呼びかけることに合意しました。また、同ビジョン実現のための「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」に合意しました。新興国・途上国を含めたG20が、共通のビジョンを共有し国際枠組に合意し、それをG20の外に広げていくことになったことは画期的な成果であったと言えます。

これらを実現するため、安倍総理は、同サミットの機会に「マリン(MARINE)・イニシアティブ」として、日本も途上国の廃棄物管理に関する能力構築及びインフラ整備等を支援していく旨を表明しました。



14 海の豊かさを守ろう



第5回国際女性会議WAW! / W20 出典：首相官邸ホームページ(https://www.kantei.go.jp/jp/98\_abe/actions/201903/23waw.html)



G20大阪サミット 出典：G20大阪サミット2019ホームページ(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/osaka19/jp/photos/)

外務省 SDGs

検索

編集・発行

外務省国際協力局

東京都千代田区霞が関2-2-1 TEL:03-3580-3311

URL: <http://www.mofa.go.jp>

JAPAN SDGs Action Platform

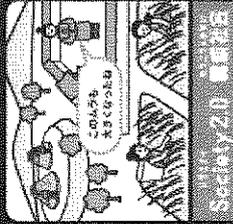


# Society 5.0

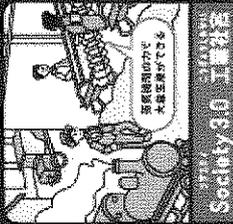
仮想空間と現実空間の高度な融合—人間中心の社会



Society 1.0 農業社会



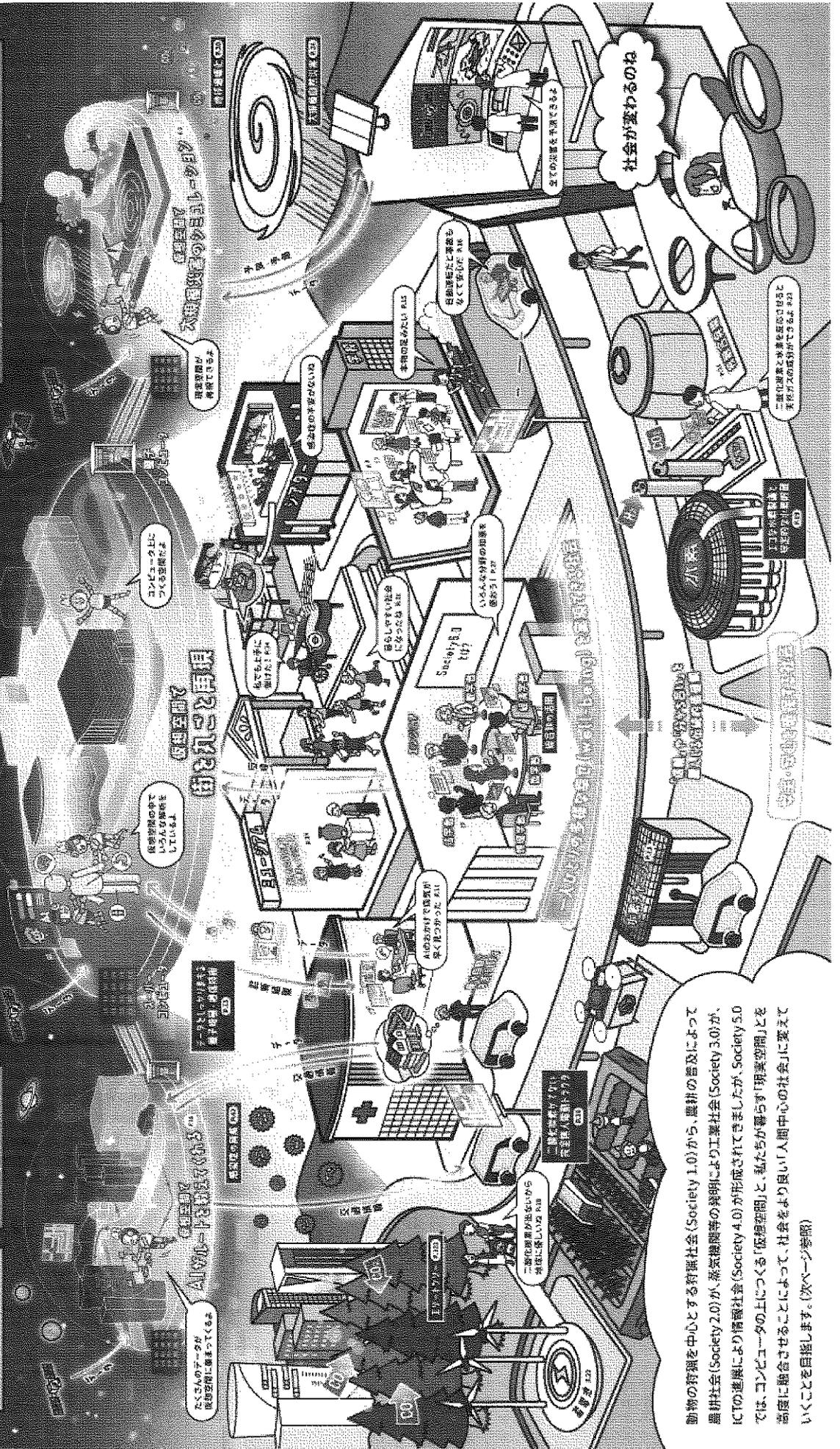
Society 2.0 工業社会



Society 3.0 工業社会



Society 4.0 情報社会



動物の育環を中心とする狩猟社会(Society 1.0)から、農耕の普及によって農耕社会(Society 2.0)が、蒸汽機関等の発明により工業社会(Society 3.0)が、ICTの進展により情報社会(Society 4.0)が形成されてきましたが、Society 5.0では、コンピュータの上につくる「仮想空間」と、私たちが暮らす「現実空間」とを高度に融合させることによって、社会をより良い「人間中心の社会」に変えていくことを目指します。(次ページ参照)

## 扉絵 (Society 5.0) について

### <Society 5.0とは>

Society 5.0は、我が国が目指すべき未来社会として、第5期科学技術基本計画（平成28年1月閣議決定）において提唱されたコンセプトです。狩猟社会（1.0）、農耕社会（2.0）、工業社会（3.0）、情報社会（4.0）に続く社会であり「サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」と定義しています。

「仮想空間と現実空間の融合」とは、最新の情報通信技術（ICT<sup>1</sup>）を活用して現実空間の多種多様なデータを、スーパーコンピュータ等における仮想空間に集積し、この仮想空間内で、社会の様々な要素について、人工知能（AI<sup>2</sup>）も活用して、シミュレーションなどの高度な解析、予測・判断を行い、その結果を現実空間に反映することです。この仮想空間と現実空間との循環によって、私たちの社会を、より良い「人間中心の社会」に変革していくことを目指します。

### <Society 5.0として我が国が目指す未来社会像>

新型コロナウイルス感染症、東日本大震災といった大規模自然災害、地球温暖化等の脅威に対し、国民の安全と安心を確保することは喫緊の課題です。また、近年、人々の価値観も、富の追求に限定しない多様な幸せ、更に国や世界への貢献を重視するなど変わりつつあります。人生100年時代に、生涯にわたって社会参加し続けられる環境も求められます。

このような背景を踏まえ、第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月閣議決定）では、Society 5.0として我が国が目指す未来社会像をより具体的に「直面する脅威や先の見えな  
い不確実な状況に対し、持続可能性と強靱性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ（well-being）を実現できる社会」と表現しました。

この未来社会を分かり易くイメージしたのが、前ページの扉絵です。最先端の科学技術を用いた「仮想空間と現実空間の融合」という手段と、「人間中心の社会」という価値観によって、「国民の安全と安心を確保する持続可能で強靱な社会」と「一人ひとりの多様な幸せ（well-being）が実現できる社会」の実現を目指します。

### <Society 5.0実現に必要な取組>

Society 5.0実現のため、「仮想空間と現実空間の融合」を可能とする基盤技術や社会実装へのチャレンジとともに、地球の持続可能性や社会の強靱性を確保する研究開発が必要です。

また、Society 5.0として、新たな社会や価値を創造していくとともに、少子高齢化や過疎化といった複雑な社会課題に対峙<sup>たいじ</sup>していくためには、自然科学の「知」と人文・社会科学の「知」が融合した「総合知」の活用が必要となります。

本白書は、Society 5.0実現に向けた科学技術・イノベーション政策や我が国の研究者の優れた取組を、イラストやQRコードによる動画へのリンク等も活用しつつ、国民の皆様に分かりやすく紹介することを狙いとしています。

---

1 Information and Communication Technology  
2 Artificial Intelligence